

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関する御意見の募集について

令和元年 12 月 13 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）第5条第2号で規定している、確認を受けた新規化学物質に係る報告を電子手続により行う場合の方法について改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で御意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（案）」

3. 資料入手方法

○以下のホームページに掲載

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省 HP】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics\\_150859\\_143\\_144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_150859_143_144.html)

【経済産業省 HP】 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/publiccomment.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html)

【環境省 HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

○「6. 意見提出先」において資料配布

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年12月13日（金）～令和2年1月12日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

以下の記入要領に従い、意見提出用紙（別紙）を用いて電子政府の記総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵便、FAX 又は e-mail のいずれかの方法で御提出ください。

この意見募集は、厚生労働省、経済産業省、環境省（以下「3省」という。）において同時に実施しております。御意見はいずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

（注意事項）

※御意見は日本語で提出してください。

※件名に必ず「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の改正に対する意見」として記載してください。

※郵便または FAX の場合は、A4 版の用紙で提出してください。

※電話または匿名での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

**【記入要領】**

（宛先）6. 意見提出先のパブコメ担当宛

（件名）新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の改正に対する意見

（※郵便の場合は、封筒に赤字で件名を記載してください）

（氏名）（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

（住所）

（電話番号）

(FAX番号)

(電子メールアドレス)

(御意見)

- ・該当箇所(※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・意見内容
- ・理由(※可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください)

## 6. 意見提出先

パブコメ担当(※以下のいずれかの窓口まで)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL : 03-5253-1111 (内線 2424)  
FAX : 03-3593-8913  
e-mail : [exchpro@mhlw.go.jp](mailto:exchpro@mhlw.go.jp)
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
TEL : 03-3501-1511 (内線 3701)  
FAX : 03-3501-2084  
e-mail : [gqhbffa@meti.go.jp](mailto:gqhbffa@meti.go.jp)
- 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL : 03-3581-3351 (内線 6367)  
FAX : 03-3581-3370  
e-mail : [chem@env.go.jp](mailto:chem@env.go.jp)

## 7. その他

皆様からいただいた御意見は、最終的な省令改正方針の決定に際し、参考とさせていただきます。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

また、御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性がある旨、御承知おきください。なお、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合や、個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、当該箇所を伏せて公表させていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報、3省において適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

〇〇省〇〇局〇〇課〇〇室 パブリックコメント担当 宛

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」に関する御意見の募集について

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	